

東京都火災予防条例により多数の人命に危険が及ぶと思われる場所での「裸火使用」、「危険物品持ち込み」は禁止されています。

ただし、行おうとする行為について申請し、消防署長が火災予防上支障がないと承認した場合に、必要最小限の範囲で行為を行う事が可能になります。事務局では本展における「裸火使用」「危険物品持ち込み」について、出展者の申請を取りまとめ解除申請を行います。

※申請方法については出展者説明会でご案内いたします。

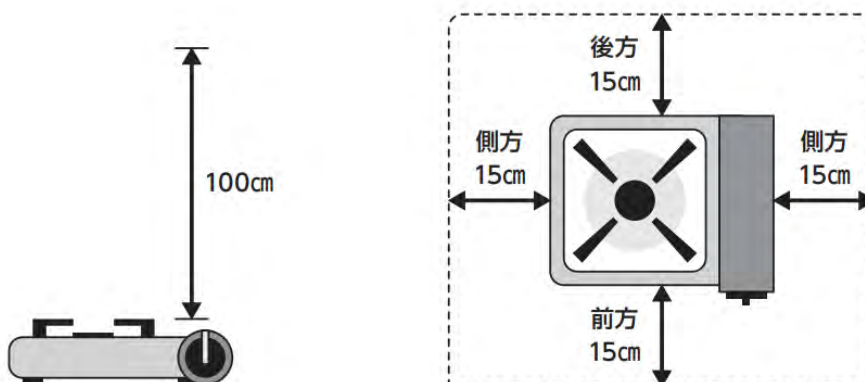
裸火使用について

- ①裸火とは、気体、液体、固体燃料、電気を使用し、炎、火花を発生させるものまたは発熱部を外部に露出するものをいいます。
- ②電気を熱源とする器具で発熱部が灼熱して見えるもの（例. 発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、ヘアードライヤー、オーブンなどを除く）および外部に露出した発熱部で可燃物が触れた時、瞬時に着火（表面温度約400℃以上）するおそれのあるものは裸火に含まれます。

※裸火使用に際しての安全措置

- ①防火防災担当責任者などによる監視および使用後の点検などの体制を講じてください。
- ②従業員などによる監視・消火などの体制を講じてください。
- ③使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じてください。
- ④裸火を使用する小間ごとに消火器（能力2単位以上・粉末消火器10型）を配置してください。
- ⑤火気器具は特性・性能などが明確でかつ安全性が確保されているものを使用してください。
- ⑥ガス器具を使用する場合は、ガス過流出防止装置（ヒューズコック）付きのもの、またはガス漏れ警報器を設置する。また地震などでガス供給を停止する装置を設置してください。
- ⑦ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ・フランジまたは溶接とし、床面に固定してください。
- ⑧液化石油ガスの容器は、容器組込み型（カートリッジタイプ）としてください（カセットコンロなど）。
- ⑨排気筒は屋外に出してください。
- ⑩液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、展示会開場中は給油しなでください。
- ⑪固体燃料を熱源とする火気使用設備器具および固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限としてください。
- ⑫気体燃料を使用する火気使用設備器具などは1台につき58kW以下としてください。（例：ガスコンロなど）
- ⑬避難口または危険物品その他易燃性の可燃物より5m以上離してください。
- ⑭火薬類の使用はできません。
- ⑮裸火は入場者などに危険を及ぼさないよう防護措置を講じてください。

例)ガスコンロは、器具上方100cm以内、側方および後方15cm以内に可燃物を置かないでください（下図参照）。側方15cmが取れない場合、「特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物などの部分」で区画してください。その場合、間仕切壁などと密着させないでください。



◎その他、事務局より安全措置について個別にご案内させていただきます。

危険物品とは

①危険物

消防法別表第1で、一定の危険性状を有するもの「危険物の規制に関する政令別表第3」（次ページ参照）に掲げるガソリン、軽油など引火性液体、酸化性固体、液体などの危険物

②指定可燃物

東京都火災予防条例別表第7（次ページ参照）に掲げる可燃性液体および可燃性固体類

③火薬類

火薬類取締法で定める火薬、爆薬、火工品およびがん具煙火

④一般高圧ガス保安規則に定めるプロパン、アセチレン、水素、アンモニアガスなどの可燃性ガス

⑤リチウムイオン電池を使った実演や、充電行為（保存状態や実演の有無にかかわらず）

⑥水素、アセチレン、メタンなど液化が困難である可燃性ガス

また、以下のものも必ず申請してください。

- ・容器に密閉されたものに入っている展示物が危険物品の場合
- ・展示のみを行う車輛のタンク内の燃料や潤滑油など
- ・展示されるモーター・油圧機などに密閉状態で内蔵されている潤滑油など
- ・装飾品として使用され、可燃性固体類に該当するパラフィンで作られている美術品
- ・実演、調理に使用する動植物性油
- ・日常の清掃に使用しているクリーナーなど

※危険物品の持ち込みに際しての安全措置について

- ①防火防災担当責任者などによる監視および取り扱い後の点検などの体制を講じてください。
- ②危険物品を持ち込む小間ごとに適応する消火器（能力2単位以上）を配置してください。
- ③液体危険物を取り扱う場合は油流出処理材を各ホールごとに必要量以上準備してください。
- ④液体危険物を取り扱う配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジ、溶接とし、床面に固定してください。
- ⑤可燃性蒸気の発生が著しい場合は、蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設けてください。
- ⑥液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じてください。
- ⑦混合発火のおそれがある危険物品は、同一場所では取り扱わないでください。
- ⑧公開中は、液体危険物の補給を行わないでください。
- ⑨展示用車輛などのタンク内の燃料は、必要最小限としてください。
- ⑩がん具用煙火は他の物品と混在させず、火薬量5kgを超える場合は、蓋のある不燃材の容器で取り扱ってください。
- ⑪その他危険物品の性状などに応じた安全措置を講じてください。
- ⑫保管は、密栓をし、他の物品と隔離してください。また火気使用場所から水平距離で5m以上の距離を確保してください。ただし、不燃材料で防火上有効な遮断をした場合は除いてください。

〔参考〕危険物の規制に関する政令別表第3

種別	品名	性質	指定数量(参考)	種別	品名	性質	指定数量(参考)	
第1類		第1種酸化性固体	50kg	第3類		第2種自然発火性物質 および禁水性物質	50kg	
		第2種酸化性固体	300kg			第3種自然発火性物質 および禁水性物質	300kg	
		第3種酸化性固体	1,000kg					
第2類	硫化りん		100kg	第4類 ※1	特殊引火物		50ℓ	
	赤りん		100kg		第一石油類	非水溶性液体	200ℓ	
	硫黄		100kg			水溶性液体	400ℓ	
		第1種可燃性固体	100kg		アルコール類		400ℓ	
	鉄粉		500kg		第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ	
		第2種可燃性固体	500kg			水溶性液体	2,000ℓ	
引火性固体		1,000kg	第三石油類		非水溶性液体	2,000ℓ		
					水溶性液体	4,000ℓ		
第3類	カリウム		10kg		第四石油類		6,000ℓ	
	ナトリウム		10kg		動植物油類		10,000ℓ	
	アルキル アルミニウム		10kg		第5類		第1種自己反応性物質	10kg
	アルキルリチウム		10kg				第2種自己反応性物質	100kg
		第1種自然発火性物質 および禁水性物質	10kg	第6類			300kg	
	黄りん		20kg					

〔参考〕東京都火災予防条例別表第7（東京都条例第65号）

品名	指定数量(参考)	品名	指定数量(参考)
綿花類	200kg	可燃性液体類	2㎡
木毛およびかんなくず	400kg	木材加工品および木くず	10㎡
ぼろおよび紙くず	1,000kg	合成樹脂類（発泡させたもの）	20㎡
糸類	1,000kg	合成樹脂類（その他のもの）	3,000kg
わら類	1,000kg	紙類	10,000kg
再生資源燃料	1,000kg	穀物類	20,000kg
可燃性固体類	3,000kg	布類	10,000kg
石炭・木炭類	10,000kg		

〔参考〕少量危険物該当数量について

種別	品名	性質	指定数量(参考)	少量危険物該当数量(ℓ) ※指定数量の1/5以上	備考
第4類	特殊引火物	—	50ℓ	10	—
	※第一石油類	非水溶性液体	200ℓ	40	ガソリンなど
		水溶性液体	400ℓ	80	
	アルコール類	—	400ℓ	80	アルコール度数60%以上
	第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ	200	切削油、灯油、軽油など
		水溶性液体	2,000ℓ	400	
	※第三石油類	非水溶性液体	2,000ℓ	400	潤滑油、重油など
		水溶性液体	4,000ℓ	800	
	※第四石油類	—	6,000ℓ	1,200	ギヤー油、シリンダ油など
	動植物油	—	10,000ℓ	2,000	—